

—国立研究開発法人産業技術総合研究所—

事務用品等の調達について(国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)

政府調達に関する協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどの
契約手続を行っていないなかった支払額(支出) 20億9650万円

1 事務用品等の調達業務の概要等

(1) 事務用品等の調達業務の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、平成13年度から、研究拠点等で使用する文具・事務用品、理化学用品、試薬、電子部品、書籍及び雑貨用品(事務用品等)の6種類の調達を順次インターネットを利用して行っている。そして、研究所のつくば本部は、27年度に、インターネット上で購買サイトを運営する運営業者11者と事務用品等の種類ごとに14件の調達契約(契約期間は27年4月から31年3月まで)を締結している。

(2) 調達手続の概要

研究所は、契約や支払等の調達に係る事務を国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程(会計規程)等の内部規程等に基づいて行うこととしている。会計規程等によれば、売買、その他の契約を締結する場合は、予定価格を作成した上で、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならないこととされている。ただし、概算見積額が100万円を超えない契約を締結するときは、予定価格の作成を省略できることとされており、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときなどは、随意契約によることができることとされている。

また、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないとされている一方で、売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができることとされている。

そして、研究所は、単価契約(単価についてのみ約定し、支払額については購入額の実績に基づき決定する契約)を締結する場合に予定価格の作成を省略できるかどうかは、1品目当たりの単価ではなく、当該単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えていないかにより判断するとしている。また、単価契約を締結する場合に随意契約によることができるかどうかは、1品目当たりの単価の予定価格ではなく、当該単価の予定価格に調達すべき数量を乗じて算定した支払予定総額が160万円を超えていないかにより判断するとしている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

「政府調達に関する協定」(協定)は、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「政府調達手続に関する運用指針等について」等を我が国の自主的措置として決定している(これらを「協定等」)。また、協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

協定等によれば、研究所は、協定の適用対象となる機関とされており、また、物品については、全ての物品の調達を適用対象とすることとされている。そして、物品の調達契約における評価の基礎となる額は、我が国の政府調達に関する自主的措置により10万SDR^(注)以上の場合が協定等の適用対象となっており(協定等の適用対象となる調達を特定調達)、その邦貨は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく告示によれば、26年4月1日から28年3月31日までの間は1300万円(基準額)とするとされている。

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することなどとなっている。

そして、研究所は、協定等を遵守して契約事務を行うため、「政府調達事務取扱要領」を定めており、物品等の調達に当たり、予定価格が基準額以上の物品等の調達契約が特定調達の適用対象となることを定めるとともに、適用対象となる基準額以上となるかどうかは、単価についてその

予定価格が定められる場合、当該単価の予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じて算定した支払予定総額により判断することなどを定めている。

(注) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)

2 本院の検査結果

研究所が27年度に締結した事務用品等の調達契約(14件、27、28両年度の支払額計20億9650万円)を対象として、つくば本部において検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所は、インターネットを利用した事務用品等の調達を行う場合、1回当たりの調達額を原則10万円未満に制限していることなどから、概算見積額が100万円を超えておらず、予定価格の作成を省略できるとして、単価の予定価格を作成したり、調達すべき数量を算出したりなどしないまま、上記14件の調達契約について少額を理由とする随意契約によることとしていた。

また、研究所は、事務用品等の調達契約を締結するに当たり、企画競争によっていて、応募した者のうち条件を満たす者が複数ある場合は、最も高い点数の運業者だけでなく条件を満たす全ての運業者(事務用品等の種類ごとに2者から4者)と契約を締結していた。そして、職員が事務用品等を発注するに当たって、それらの運業者の中から発注先を任意に選択できることになっていて、必ずしも最低価格で当該品目を提供することになる運業者に対して発注することにはなっていなかった。

そこで、27年度の事務用品等の調達契約を締結するに当たり、支払予定総額に当たるものとして参考となる前年度(26年度)における事務用品等の契約の支払額をみると、292万円から2億4017万円となっており、いずれの契約の額も160万円を超えていて、中には基準額の1300万円を超えているものがあつたにもかかわらず、研究所は、協定等や会計規程等に基づき予定価格を作成して一般競争に付するなどの契約手続を行っていなかった。現に、14件の事務用品等の調達契約の支払額のうち27、28両年度の2か年分の支払額計20億9650万円についてみたところ、いずれも160万円を超えていて、中には基準額の1300万円を超えているものも見受けられた。そして、前記14件の調達契約のうち文具・事務用品の調達契約について、支払額が多額な品目の中には、同一規格で大量に購入されていて一般競争に付するなどすれば競争による利益の享受が見込まれるトナーカートリッジ等の品目が複数見受けられた。

したがって、単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えるときは、単価について予定価格を定めて、これに調達すべき数量を乗ずるなどして契約期間における支払予定総額を算定し、これが160万円を超えたり、基準額の1300万円以上となっていたりしている場合は、協定等や会計規程等に基づき一般競争に付するなどの契約手続を行うべきであった。

3 本院が求める是正改善の処置

研究所は、31年4月以降の事務用品等の調達に当たっては、前記のような事務用品等の種類ごとの調達は行わないとしているものの、今後も調達業務の効率化のためにインターネットを利用するなどして事務用品等の調達を行う予定としている。

ついては、研究所において、契約手続を協定等や会計規程等に基づいて適切に行うよう担当職員に周知徹底し、事務用品等の調達契約について、公正性及び透明性を確保して、競争の利益を享受できるように、同一規格で大量に購入することが見込まれる品目であつて単価に調達すべき数量を乗じて算定した概算見積額が100万円を超えるときは、単価について予定価格を定めて、これに調達すべき数量を乗ずるなどして契約期間における支払予定総額を算定し、これが160万円を超える場合は、一般競争に付するなどの協定等や会計規程等に基づく適正な契約手続を行うよう、是正改善の処置を求める。